

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第11号 宇治市市税条例の一部を改正する条例
 (市民税課) ...2

規 則

- 規則第3号 宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則
 (人事課) ...3
- 規則第5号 宇治市職員の定年等に関する規則等一部を改正する規則
 (人事課) ...6
- 規則第6号 宇治市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則
 (消防総務課) ...9
- 規則第7号 宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 (政策戦略課) ...9
- 規則第8号 宇治市職員の給与に関する条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料に関する規則
 (人事課) ...9
- 規則第9号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則
 (人事課) ...12
- 規則第10号 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則
 (人事課) ...13
- 規則第11号 宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する規則の一部を改正する規則
 (開発指導課) ...14
- 規則第12号 公益法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則及び宇治市職員の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
 (人事課) ...14

告 示

- 告示第28号 令和5年度一般廃棄物処理実施計画
 (まち美化推進課) ...15
- 告示第29号 中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱
 (産業振興課) ...22
- 告示第30号 中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
 (産業振興課) ...22
- 告示第31号 行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告

- 示 (人事課) ...22
- 告示第32号 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 (保育支援課) ...23
- 告示第33号 令和5年度固定資産の価格等の登録
 (税務課) ...25

訓 令 甲

- 訓令甲第1号 宇治市職員証取扱規程の一部を改正する規程
 (人事課) ...25
- 訓令甲第2号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令
 (人事課) ...25
- 訓令甲第3号 宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程
 (人事課) ...26

消 防 本 部

- 訓令甲第1号 宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する規程
27
- 訓令甲第2号 宇治市消防本部(署)課長会議等に関する規程の一部を改正する規程
28

議 会

- 規程第2号 宇治市議会事務局規程の一部を改正する規程.....28

公 平 委 員 会

- 規則第1号 宇治市公平委員会処務規則の一部を改正する規則
28
- 規則第2号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
28
- 規則第3号 職員からの苦情相談に関する規則一部を改正する規則
29

監 査 委 員

- 告示第1号 宇治市監査基準の一部を改正する基準29
- 告示第2号 宇治市監査委員事務局規程の一部を改正する規程
29

固定資産評価審査委員会

- 規程第1号 宇治市固定資産評価審査委員会処務規程の一部を改正する規程.....29

公 営 企 業

- 規程第1号 宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程.....29
- 規程第2号 宇治市上下水道部企業職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程.....29
- 規程第3号 宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程.....30
- 告示第6号 取納の事務の委託.....30
- 公告第10号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定.....30

条 例

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第11号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第38条中「による」を「又は第5号の15の2様式による」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項及び第5項中「による納付書」を「又は第22号の4の2様式による納付書」に改める。

第45条第1項中「による」を「又は第22号の4の2様式による」に改め、同条第2項中「において」を「には」に改める。

第105条第1項前段及び第5項並びに第108条第1項中「による納付書」を「又は第34号の2の5の2様式による納付書」に改める。

附則第8条中「、第63条又は第64条の」を「又は第63条の」に、「、第63条又は第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第8条の2中「、第10項、第14項から第16項まで、第18項、第20項、第25項若しくは第32項から第34項」を「、第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項若しくは第31項から第33項」に改める。

附則第8条の3第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第20項を削る。

附則第8条の4第11項各号列記以外の部分及び第5号中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第21条の7第1項表以外の部分中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項表以外の部分中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、

規則

「のガソリン軽自動車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第21条の8第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の宇治市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第3号

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

宇治市職員退職手当支給規則(昭和28年宇治市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項本文中「、受給資格者証」を「、医師の証明書その他の同項に規定する理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証(受給資格証の交付を受けていない場合にあっては、退職票。以下この条及び第7条の5において同じ。)」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に改め、同項ただし書中「提出する」を「添えて提出する」に改め、同条第6項中「、前項」を「第6項第2号の場合について、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の規定による申出及び第6項」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「その」を「、その」に、「に必要な事項の記載を受けなければ」を「を提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第7条の2第5項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第1項の規定による申出又は提出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて、同項の公共職業安定所の長に提示し、又は任命権者に提出しなければならない。

第7条の2第4項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「、受給期間延長通知書をその者に交付するとともに、受給資格者証に必要な事項を記載し、返付しなければ」を「、その者に受給期間延長等通知書(別記様式第14号)を交付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合(第1項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで同項の規定による申出を受けたときを除く。)において、任命権者は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第7条の2第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の場合における第1項の規定による申出は、同項に規定する受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第7条の2の次に次の3条を加える。

(条例第10条第4項に規定する規則で定める事業)

第7条の3 条例第10条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に

掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第6条第13項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

(条例第10条第4項に規定する規則で定める職員)

第7条の4 条例第10条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、同日後に当該事業に専念する職員
(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第7条の5 条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員による申出(以下この条において「特例申出」という。)は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して2箇月以内にななければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第5項の規定により準用する第7条の2第1項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、任命権者は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
(2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証

5 第7条の2第1項ただし書の規定は第1項及び前項第2号の場合について、同条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について、同条第7項の規定は特例申出、第2項ただし書の場合における特例申出及び前項の場合について、それぞれ準用する。

別記様式第1号中「宇治市 職 名」を「に宇治市 職 名」に、「退職しましたから退職手当を支給せられたく」を「退職したので、」に、「添え」を「添えて退職手当の支給を」に、「殿」を「宛て」に改め、「@」を削る。

別記様式第2号中「者」を「者は」に、「死亡につき死亡退職手当を支給せられたく」を「に死亡したので、」に、「添え」を「添えて死亡退職手当の支給を」に、「殿」を「宛て」に改め、「@」を削る。

別記様式第2号の2中「、氏名及び印」を「及び氏名」に改め、「@」を削る。

別記様式第3号の(第1面)中「@」を削り、同様式の(第5面)中「して印を押す」を「する」に改める。

別記様式第4号の(第3面)中 「 」を「 」に改め

受給資格延長通知書 受給資格延長等通知書

る。

別記様式第5号及び別記様式第5号の2中「@」を削る。

別記様式第6号の(表)を次のように改める。

別記様式第6号(第6条関係)

(表) 公共職業訓練等受講届

Table with 8 columns: ① 受給資格者に関する事項, 氏名, 住所又は居所, 受給資格証番号, ② 公共職業訓練等に関する事項, (1) 種類, (2) 職種, (3) 期間, (4) 昼夜間の別, (5) 受講開始年月日, (6) 受講終了予定年月日, (7) 証明事項, (1) 寄宿の事実, (2) 寄宿開始年月日, (3) 寄宿前の住所又は居所

| | | | | | | | |
|------------|-----------|----|-----------|----|-----|----------|----------------|
| ③ 寄宿に関する事項 | (4) 家族の状況 | 氏名 | 受給資格者との続柄 | 年齢 | 職業 | 同居・別居の別 | 別居している者の住所又は居所 |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居 別居 | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居 別居 | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居 別居 | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居 別居 | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居 別居 | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居 別居 | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居 別居 | |

上記のとおり届けます。

年 月 日

任命権者宛て

受給資格者氏名

| | | | | |
|-------|------|------|------|--|
| ※ 処理欄 | 基本手当 | 寄宿手当 | 証明認定 | |
| | | | | |

別記様式第7号中「㊸」を削る。

別記様式第9号の(表)中「様」を「宛て」に、「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

別記様式第10号の(表)、別記様式第10号の2の(表)、別記様式第10号の3の(表)、別記様式第10号の4の(表)、別記様式第11号の(表)、別記様式第12号、別記様式第12号の2の(表)及び別記様式第12号の3の(表)中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

別記様式第13号中「関係」を「、第7条の5関係」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、

| | |
|----------------------|--|
| 職業に就く ③ ことができない理由 | |
|----------------------|--|

| | |
|----------------------|---|
| 職業に就く ③ ことができない理由 | ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 [] |
|----------------------|---|

、「理由が」を「アの理由が」に、

「」を「」に

| |
|---------------------|
| 職業に就くことが ⑤ きない期間 |
|---------------------|

| |
|------------------------------------|
| 職業に就くことが ⑤ きない期間又は事業 を実施する期間 |
|------------------------------------|

、「様」を「宛て」に改め、「㊸」を削り、「注意事項」を「(注)」に、「㊸欄に求職の申込みをしている管轄」を「この申請は、申請者の住所又は居所を管轄する」に、「「職業に就くことができない期間」とは、㊸欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間」を削る。

別記様式第13号の次に次の様式を加える。

別記様式第14号(第7条の2、第7条の5関係)

受給期間延長等通知書

| | | | |
|---------------------------|---|---------|--|
| 申請者氏名 | | 受給資格証番号 | |
| 申請受理年月日 | 年 月 日 | | |
| 受給期間延長等の理由 | ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 [] | | |
| 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |